

第1章 韓国の政治概況

第1節 韓国の国会

1 国会

国会は言うまでもなく国民の代表で構成される合議体国家権力機関である。代議民主主義制度はお互い相反する個人と個人、集団と集団、または個人と集団間の利害と要求を調和させて社会的意思を決定し、実践していくための権力行使の手段と行うことができ、その制度的表現がすなわち国会である。したがって国会は国民意思を表現する機関であると同時に国家意思を決定する機関としての地位を持つと言える。近代ヨーロッパでの民主政治の発達史は議会制度の発達史と言っても過言ではない程、国会は民主政治の核心をなす機関であった。最近、特に議院内閣制の国では国会が内閣の母体であり、国家運営の中心機構になっている。しかし、政治発展過程で近代化作業が遅れた韓国の場合、近年まで議会制民主主義を実践する制度的・理論的側面が発達してこなかった。

ようやく、1948年8月15日に大韓民国政府が樹立され、同年7月17日に公布された「大韓民国憲法」に基づいて国会が開設され、韓国史上初の議会政治を具現するようになった。以後、現在まで数回にわたる憲法の一部または全部改正に伴い第1共和国から第6共和国（注1）までの変遷を経てきており、議会の機能もそれに応じて変化してきた。

（注1）P4〈表2〉韓国における共和国憲法参照。

2 国会の変遷過程

米軍政庁の管理下で実施された1948年5月10日の総選挙は、韓国最初の議会を構成するための選挙であった。1区1人の小選挙区制に1人1票の単純投票制で行われた。これが行政区画である郡単位の政治権力分散形態の始まりであった。選挙区は全部で200区であった。

混乱と流動的な社会構造の中で構成された制憲議会は李承晩を国会議長に選出し、7月12日に「大韓民国憲法」を、10月2日に「国会法」及び現在の国会議員選挙法の母体となる「選挙法」を制定した。

制憲国会で初代大統領に就任した李承晩は再選に向け、国民の支持基盤を動員するために大統領と副大統領の直接選挙を内容とする、いわゆる抜粋改憲を行った(1952年)。第1次改正憲法では「国会は民議院と参議院で構成する」、また「参議院の任期は6年として2年ごとに議員の1/3を改選する」と規定された。しかし「参議院選挙法」は1958年1月に制定されたため、それ以前の第3代(1954年)と第4代(1958年)の国会は民議院だけで構成された。また、第3代国会議員総選挙時から立候補者の政党公薦制が採択された。

1960年の4・19（注2）を経た後、第2共和国では憲法を改正して政府形態を内閣責任制、国会を民議院と参議院の両院制にした。第1共和国の単院制で採用されていた小選挙区制は民議院選挙に適用するようにし、参議院選挙は大選挙区制にして総58議席に定めた。特に参議院の被選挙権は30歳に年齢を引き上げる等、比較的保守的な職能代表制的要素を

取り入れた。

1961年の5・16クーデター（注3）とともに誕生した第3共和国では、再び国会を単院制にして国会議員候補者らは必ず政党の公認を受けるようにした。

選挙権は満21歳以上から20歳に引き下げて国民の支持基盤を拡大する政党政治の様相を見せた。選挙区は小選挙区制を採用し、全国区で議員総数の1/3を選出するようにした。

1972年維新憲法によって成立した第4共和国は憲法を改正すると同時に単院制国会を維持し、選挙区を1区2人の中選挙区制に改革した。二大政党制を指向し、国会議員の1/3は大統領が提出した候補者名簿に基づき統一主体国民会議（注4）で選出した。地域区議員は任期6年、全国区議員は任期3年とし、統一主体国民会議は3年ごとに全国区議員を信任投票で選出した。

1981年の第5共和国は二大政党制の政党政治から、多党制の国会構成への変換を図った。政党の強化を前提として国会の機能を多少変えながら、全国区と地域区を結合した制度に改革した。国会の構成は地域区議員184人と全国区議員92人とし、地域区は1区2人制を採択した。

第6共和国下で1988年4月26日に実施した第13代国会議員総選挙は政党政治が定着して以来はじめて政権与党が議席の過半数確保に失敗し、いわゆる与野大の政局を形成した。大統領選挙が直選制に変わり、国会議員選挙制度も16年ぶりに小選挙区制に戻った。それに伴い、地域区数が1区2人制のときの92区から224区に増え、全国区の75席を合わせた議員定数は12代国会時の276席から299席へ増えた。全国区の場合、地域区で最も多い議席を占めた政党に38席が配分され、残りは政党別議席割合で按分した。16年ぶりに国政監査が復活するとともに、初めて聴聞会制度が実施され、聴聞会政治という新しい政治形態も現れた。

<表1> 歴代国会議員の定数

区 分	議員定数			備 考
	定数	地域区	全国区	
初代 (1948～1950年)	200	200		
2代 (1950～1954年)	210	210		
3代 (1954～1958年)	210	210		
4代 (1958～1960年)	233	233		
5代 (1960～1961年)	民議院 233	参議院 58		
6代 (1963～1967年)	175	131	44	国家再建最高会議
7代 (1967～1971年)	175	131	44	
8代 (1971～1972年)	204	153	51	
9代 (1973～1979年)	219	146	73 (官選)	統一主体国民会選出
10代 (1979～1980年)	231	154	77	
11代 (1981～1985年)	276	184	92	

12代 (1985～1988年)	276	184	92	
13代 (1988～1992年)	299	224	75	
14代 (1992～1996年)	299	237	62	
15代 (1996～2000年)	299	253	46	
16代 (2000～2004年)	273	227	46	
17代 (2004～2008年)	299	243	56	

2000年5月30日から2004年5月29日（金大中政府の後半部2年半と盧武鉉政府の前半部1年半）までの第16代国会は、対外的独立性と対内的自律性が大きく伸張するという変化をもたらした。これは史上初めて巨大野党が登場した結果である。

第16代国会の最初の議院構成当時の議席数分布を見るとハンナラ党133議席、民主党115議席、自由民主連合（以下、「自民連」という。）17議席、その他の政党と無所属を合わせて12議席であった。第1野党であるハンナラ党は総議席数273議席の過半数に4議席及ばなかった。このような与小野大現象は16代国会で初めて登場したわけではないが、巨大与党により主導された過去の国会の1.5党（与党1.5対野党0.5、過去韓国で巨大与党中心体制を称する言葉）現象とは確かに違った姿であった。

第16代大統領選挙の結果、ハンナラ党の議席規模はさらに大きくなった。ウリ党が設立された後、事実上の与党であるウリ党（43議席）と第1野党ハンナラ党（149議席）間の議席数差が106議席に達するという前代未聞の事態が生じた。ウリ党は第3党に位置づけられ、全体議席数の17.3%だけを占める極少数与党時代が始まった。これは韓国憲政史上例のないことであった。大統領が民主党を離党したために始まった与党不在の事態が長期化したことも過去には想像しにくいことであった。

このような要因が相互に作用し合いながら大統領をはじめとする行政府の国会に対する統制力が急速に弱体化し、これに対する反作用として国会の対外的な独立性と内部的な自律性が大きく回復される結果をもたらした。

このような変化の中で出てきたのが、国会議員の任期2ヶ月余りを残して発生した韓国憲政史上初めての大統領弾劾の事態である。韓国で伝統的に行政府または大統領の侍女と評価された国会が単純に外部統制力から自身の機関独自性を確保する段階を超え、行政府を圧倒するという国家権力構造の再編に取りかかったのである。このような観点から見れば第16代国会は歴代国会のうち、行政府との関係ではじめて権力的優位に立った国会とも言える。

（注2）李承晩政権の不正選挙に対抗して始まった学生革命。

（注3）朴正熙陸軍少将率いる軍部隊が起こした軍事クーデター。

（注4）1972年維新憲法第35条（統一主体国民会議は祖国の平和的統一を推進するためにすべての国民の総意に基づいた国民的組織体として祖国統一の神聖な使命をもつ国民の主権的受任機関である。）に基づいて設置された機関。

<表2>韓国における共和国憲法

<p>第1 共和国憲法 (1948. 7. 17 公布、施行) 間接選挙による大統領制、1 院制、憲法委員会の設置、大統領の國務総理任命権</p> <p>①第1 次改憲 (1952. 7. 7 公布、施行) 直接選挙による大統領制、2 院制</p> <p>②第2 次改憲 (1954. 11. 29 公布、施行) 初代大統領に限って無制限に再選可能、国民投票の採用、國務総理制の廃止</p>
<p>第2 共和国憲法 (1960. 6. 15 公布、施行)</p> <p>③國務総理を首班とする議員内閣制、憲法裁判所制度</p> <p>④第4 次改憲 (1960. 11. 29 公布、施行) 過去の政治犯罪者の処罰を可能とする遡及立法に根拠を与える</p>
<p>第3 共和国憲法 (1962. 12. 26 公布、63. 12. 17 施行)</p> <p>⑤大統領中心の国会 1 院制、司法裁判所への違憲立法審査権付与</p> <p>⑥第6 次改憲 (1969. 10. 21 公布、施行) 大統領の3 選可能</p>
<p>第4 共和国憲法 (1972. 12. 27 公布、施行)</p> <p>⑦統一主体国民会議による大統領間接選挙、大統領の再選無制限、憲法委員会制度</p>
<p>第5 共和国憲法 (1980. 10. 27 公布、施行)</p> <p>⑧大統領選挙団による間接選挙、大統領単期7 年制</p>
<p>第6 共和国憲法 (1987. 10. 29 公布、88. 2. 29 施行)</p> <p>⑨大統領直接選挙制、単期5 年制、憲法裁判所の設置、総理任命権 (国会同意)</p>

3 国会の構成

国会の構成には両院制と単院制があるが、韓国は第2次改憲での両院制採択を除いては単院制を取ってきた。

国会には議長1人と副議長2人をおき、議事の能率を上げるために交渉団体と委員会を置いている。国会議員は国民の普通・平等・直接・秘密選挙で選出され、任期は4年である。国会議員にはその受け持った職務を誠実に遂行し、国会の自主性を保障するために国会議員が国会で職務上行った発言と表決に対して国会外で責任を負わない免責特権と現行犯である場合を除いては会期中に国会の同意なしで逮捕または拘禁されない不逮捕特権が付与されている。国会議員の数は公職選挙及び選挙不正防止法(第21条)で299人と定められている。国会議長は国会の秩序を維持し、議事を整理し、事務を監督して国会を代表する。その任期は2年であり、議長の事故がある場合、議長が指名する副議長がその職務を代行する。

4 国会の活動

(1) 定期会と臨時会

定期会は毎年1回、9月10日に開会され、会期は100日以内と定められている。主に予算案を審議・確定し、法律案を審議・議決する。

臨時会は大統領または国会在籍議員 1/4 以上の要求で開会され、会期は 30 日を超えることはできないと定められている。主に大統領や国会議員が提案した案件を処理し、法律案の審議、追加更正予算案の審議などを行う。

大統領が臨時会議開会を要求する時には期間と開会の理由を明示しなければならない。

国会がその議事を提示したり議決するのに必要な最低人員数を定足数というが、これには議事定足数と議決定足数がある。

国会は憲法または法律に特別な規定がない限り、在籍議員過半数の出席と出席議員過半数の賛成で議決し、可否が同数であるときは否決とみなす。これを国会の一般議決定足数という。

この他に特別議決定足数が要求される場合がある。すなわち大統領が差し戻した法律案に対する再議決には出席議員 2/3 以上の賛成が必要で(憲法 53④)、国務総理または閣僚の解任の建議には在籍議員過半数の賛成(憲法 63②)が、議員の除名議決(憲法 64③)と大統領に対する弾劾訴追議決(憲法 65②)、そして憲法改正案の議決(憲法 130①)には在籍議員 2/3 以上の賛成がなければならない。

国会は公開を原則とするが、出席議員過半数の賛成や議長が与野党の院内総務と協議して会議の非公開を決定することができる。本会議は在籍議員 1/5 以上の出席で開会する。この他に会期継続の原則と一事不再理の原則を適用する。

(2) 交渉団体

原則的に 20 人以上の所属議員を持つ政党により構成され、一定の政党に属する議員の意思を総合・統一して事前に交渉することによって議事進行の円滑化を図る。

(3) 常任委員会

国会に提出されるあらゆる議案を本会議で審議するのに先立ち、その議案の上程可否を決定するために国会の中に常任委員会を置いている。

2004 年現在、17 の委員会を置いており、その名称は次のとおりである。国会運営委員会・法制司法委員会・政務委員会・財政経済委員会・統一外交通商委員会・国防委員会・行政自治委員会・教育委員会・科学技術情報通信委員会・文化観光委員会・農林海洋水産委員会・産業資源委員会・保健福祉委員会・環境労働委員会・建設交通委員会・情報委員会・女性委員会。

(4) 特別委員会

常任委員会の所管に属さない特定の事項を審査するため、必要によって臨時的機構として特別委員会が設置される。

これまで設置された主な特別委員会は国会法改正特別委員会、5・18 光州民主化運動真相調査特別委員会、第 5 共和国における政治権力刑不正調査特別委員会、民主発展のための法律改廃特別委員会、地域感情解消特別委員会、選挙不正調査特別委員会、統一政策特別委員会、オリンピック支援特別委員会などである。また重要な案件の審査に必要な場合、証人・鑑定人・参考人などから証言・陳述の聴取と証拠を採択するための聴聞会が開催される。

5 国会の権限

国会の権限というのは一般的に国会が持つ立法に関する権限、財政に関する権限、一般国政に関する権限、国会内部事項に関する権限をいう。しかし、このような権限の具体的な内容は大統領制国家と議員内閣制国家の違いにより大きな差がある。次に憲法上認められている国会の権限を列挙する。

(1) 立法に関する権限

国会が持っている権限の中で代表的なものが立法に関する権限である。法律は法治国家ではあらゆる国家作用の根拠となるため、これを制定することは国家にとって最も重要なことの一つである。

国会は法律を制定する権限を有する。法律を制定するためには、法律案の提案、議決及び公布の手続きを踏まなければならない。法律案の提案は国会議員と政府のみが行うことができる。提出された法律案は所管常任委員会の審査を経て本会議に回付され、本会議に回付された法律案は質疑と討論を経て議決される。議決された法律案は政府に移送され、15日以内に大統領が公布し、法律に特別な規定がなければ公布日から20日後に効力が発生する。

しかし、国会で議決された法律案に対して異議がある場合には、大統領は移送された日から15日以内に国会に差し戻すことができる。この場合、国会が在籍議員過半数の出席と出席議員2/3以上の賛成で再議決するときは法律として成立する。また、国会は政府が締結・批准する条約に対する同意権を持っている。

(2) 財政に関する権限

国会の財政に関する権限も、国の財政状況を監視するという意味で、立法に関する権限に劣らず重要である。

国会の財政に関する権限の中で重要なことは、予算案の審議・確定権、国債の発行、契約の締結に対する同意権、予備費計上に対する同意権及びその支出に対する承認権などである。

予算というのは国家の1年間の収入と支出についての予定計算書である。予算には本予算と追加更正予算がある。

政府は会計年度開始90日前までに予算案を国会に提出しなければならず、国会は会計年度が開始される30日前までに予算案を議決しなければならない。また、国会は決算に対する審査権を持つ。これは国会議決を経た予算の執行結果である決算を国会が審査することによって国会の財政に対する監視権を実効性のあるものにしようということである。

(3) 一般国務に関する権限

国会は憲法機関の構成に対する同意権を持つだけでなく、国政を監視し統制できる様々な権限を持っている。

まず、国会は一定の憲法機関の任命に対して同意権を持つ。大部分の公務員は法律が定めるところに従い大統領が任命するようになっているが、特に憲法裁判所の長・大法院長・国務総理・監査院長・最高裁判事の任命には国会の同意が必要とされる。そして国会は憲法裁判所の裁判官9人中3人と中央選挙管理委員会委員9人中3人を選出する。

次に、国会は国政を監視し統制できる様々な権限を持っている。その主なものは次のとおりである。

国会は大統領が外国に対して宣戦布告をしたり国軍を外国に派遣するとき、また外国軍隊が大韓民国の領土に駐屯するときにはこれに対する同意権を持ち、大統領の一般赦免に対しても同意権を持つ。国会は大統領が発した戒厳宣布の解除を要求でき、この場合、大統領は戒厳宣布を解除しなければならない。国会は国務総理、閣僚及び政府委員を本会議や委員会に出席させて国政の状況に対する報告を受けたり、質問をする権限を持つ。また、国会は国務総理または閣僚の解任を大統領に建議できる。

国会は大統領をはじめとして国務総理・閣僚・行政各部の長・憲法裁判所裁判官・法官・中央選挙管理委員会委員・監査院長・監査委員・その他法律が定めた公務員が職務を執行するにあたって憲法や法律に背いたときには弾劾の訴追を議決できる。また、国会は必要だと判断されるときには法律が定めるところに従い、国政を監視したり特定の国政事案に対する調査を行うことができる。

(4) 国会の自立権

国会は国会の運営に対しては政府やその他の国家機関から指揮または監督を受けず、憲法や法律が定めるところに従い自立的に事務を処理する権限を持つが、これを国会の自立権という。これには議事規則制定権、議員資格審査権、議員懲戒権、内部組織権及び内部警察権などがある。

第2節 国会議員

1 議員の地位・資格

国会議員は国民全体に対して奉仕する責務を担っており、所属政党や地域利益よりも国家利益を優先しなければならない。国会議員が国民全体を代表するという事は、選挙区民により選出されたにもかかわらず議員は選挙区民の指示に法的に拘束されず、自らの自由意思で良心に従って行動できるという意味に解釈できる。

しかし、現実的には所属政党や選挙区民の意思に拘束されることによって国民代表性に問題が生じることもありうる。

議員の資格は、国民の普通・平等・直接・秘密選挙によって当選人として決定され(憲法 41①)、前任議員の任期満了日の次の日から発生する。ただし、国会の解散による総選挙においては総選挙後最初の国会開会日から開始される。議員資格の消滅は、任期満了・辞職・国会解散・退職・除名・資格喪失などにより発生する。この中で除名と資格喪失の場合は国会在籍議員の2/3以上の賛成が必要であり(憲法 64③)、この処分に対しては法院に提訴できない(憲法 64④)。

2 議員の特権・権利・義務

(1) 特権

国会議員は与えられた職務を誠実に遂行し、自主性を確保するために免責特権と不逮捕特権を持つ(憲法 44、45)。免責特権は議員が国会で職務上行なった発言と表決に対して国

会外では責任を負わないことであり、これは国会が政府に対する政策統制機関としての機能を尽くし、国民の代表者として公正な立法及び民意を忠実に反映できるように議員が自由に職務を遂行することを保障するための配慮である。

また、不逮捕特権は現行犯である場合を除いては会期中に国会の同意なしで逮捕または拘禁されないことを言うが、これは行政府の不法・不当な抑圧から国会の自主的な立法活動を保障するためのものである。

(2) 権利

国民の代表者である議員がその職務を遂行することができるよう自由な言論活動を保障するため、次のような権利が認められている。

- ①発議権:議員は法律が定めた一定人員数以上の賛成で法律案・憲法改正案・弾劾訴追・閣僚解任案及びその他議案の発議権を持つ(憲法 52、63、65②)。
- ②質問権:議員は国務総理・閣僚及び政府委員に対して書面による一般質問と口頭による緊急質問を行うことができる(憲法 62②)。
- ③審議権:議員は議題になった議案の疑義を提案者・審査委員長・国務委員などに質問でき、賛成・反対の討論をすることができる。
- ④表決権:議員は所属委員会と本会議で議案に対する表決に参加でき、法的に表決の自由が保障される。
- ⑤自立権:この他に議員は議長・副議長・常任委員長の選挙権を持ち、在籍議員 1/4 以上で臨時会議開会を要求できる(憲法 47①)。
- ⑥歳費その他便益を受ける権利:議員は活動に必要な経費補助として手当、立法活動費、特別活動費及び旅費を受け、無料で国有の鉄道・船舶・航空機などを利用できる(国会法 32、33)。

(3) 義務

議員は政治的・法的に特殊な地位にあるので一般公務員とは違う特殊な義務を負う。

まず、議員はその地位と特権を濫用して国家、公共団体または企業との契約や処分などで財産上の利益や職位を取得できず、その取得を他人に斡旋することもできない(憲法 46③)。

また、憲法には特別に議員の清廉義務が強調されており(憲法 46①)、国会議員は国家利益のために良心によって職務を遂行する義務がある(憲法 46②)。

この他に国会議員は原則的に議員職以外にも他の職業を持つことが許されるが、法律が定める一定の職は兼任することができず(憲法 43、国会法 31①)、国会本会議と所属委員会に出席して議事活動をしなければならない。議事進行中には議事に関する法規を遵守し、議長の秩序維持に関する命令に服従する義務がある。議員がこのような義務を履行しない場合には懲戒の対象となる(国会法 153)。

(4) 待遇及び各種特典

国会議員は免責特権と不逮捕特権以外にも一人一人が国民を代表する立法機関として、儀典上、長官並みの待遇を受け、代議機関としてそれ相応の職権上の各種特典を受けることができる。

まず、毎月 840 万ウォンの歳費が税金から支払われ、25 坪相当の事務所と共に国会法に基づき 6 人の秘書を採用できる。秘書は公式的に公務員の職級の 4 級 2 人、5 級 1 人、6、7、9 級秘書各 1 人で、秘書らは国家公務員法上、通常 of 身分保障を受けられない特別職公務員であるが、代わりに高い俸給を保証されている。

そのほか、慶弔金、家族手当など各種補助手当をはじめ、毎月、車両運行及び維持費約 115 万ウォン、事務所維持費 45 万ウォン、公共料金 91 万ウォン、1 年 6 ヶ月間の 1 人分のインターン採用費、国政監査支援食費、政策広報費、議政報告資料の発刊費などが、議員活動を遂行する上で不便がないよう項目別に支給される。

このような議員歳費、秘書人件費、事務所維持費等及び各種手当を合わせれば、議員 1 人に支払われる費用は年間約 3 億ウォンに上る。また、空港利用の際に儀典駐車場と VIP 室を利用でき、国有鉄道や船舶、航空機も無料である。

そのほか、議事堂と議員会館での専用エレベータ、専用出入口の利用権限など、特典は数え切れない。

このような待遇と特典に恵まれた国会議員の態度に対し、国民の視線は冷ややかである。

第 3 節 政党

韓国で近代的な意味の政党活動が始まったのは、1946 年の米軍政法令第 55 号「政党に関する規則」が公布された時からである。その後、1962 年 12 月の第 3 共和国に入ってはじめて政党法が制定され、1969、1972、1973、1980、1988、1989、1993 年に部分改正があった。

現在の政党法第 2 条では政党を「国民の利益のために責任ある政治的主張や政策を推進し、公職選挙の候補者を推薦または支持することにより、国民の政治的意思形成に参加することを目的とする国民の自発的組織」と規定しており、憲法第 8 条では自由設立主義と複数政党制を保障している。

一方、韓国の歴代政党は、その階層的基盤が弱いため、社会の特定階層や勢力を代表することができず、強力なリーダーシップを持った党首の政治的運命に政党の存立が左右されるような状況であった。これは取りも直さず政党の綱領及び政策性の欠如と見られ、韓国の政党は与党と野党の差があるだけだという評価を受けている。

1 発達過程

政党の発生と発達過程は議会政治制度と密接に関連があるが、韓国では議会政治制度の確立以前にも党派または党が存在していた。

朝鮮中期の四色、末期の事大党・開化党・独立協会などである。しかし、政党を公益のために大衆を説得し、彼らの支持を基盤に権力を勝ち取ったり維持するために公開的・合憲的に活動する永続的な政治組織と定義する場合は、このような集団を政党の範疇に含めるのは難しい。

韓国で近代的意味の政党活動が最初に認定されるに至った根拠は、前述のように 1946 年に発表された米軍政法令第 55 号「政党に関する規則」であった。この規定により、米

軍政庁及び各道庁に登録された韓国内の政党数が 1947 年には約 344 団体に達したと言われている。これは当時、韓国に主導権を持った政治主体勢力がなく、地縁・血縁または小規模の社会的・思想的連帯関係だけが存在したことを示すものである。1948 年の制憲憲法には政党に関する規定が含まれず、別途の政党法規もなかった。

第 2 共和国憲法は「政党は法律が定めるところにより、国家の保護を受ける。ただし、政党の目的や活動が民主的基本秩序に背反するときは、政府が大統領の承認を得て訴追し、憲法裁判所の判決でその政党の解散を命じる」と規定している。しかし、この規定は政党の保護と規制に関する原則の宣言だけであり、具体的な政党法は制定されなかった。

5・16 軍事クーデター（1961 年）で登場した軍部政権の民政移譲を前にして、1962 年に第 5 次憲法改正で政党条項が大きく補完され、1962 年 12 月、はじめて「政党法」が制定された。これで政党に対する法的・制度的条件が整備された。

光復以後今日に至るまでの半世紀の間、韓国では数多くの政党が複雑な離合集散を繰り返しながら浮沈してきた経緯があるため、その全貌を把握することは難しい。

その間の重要な政党を見れば、一つ目は、韓民党⇒民国党⇒民主党⇒民衆党⇒新民党⇒新韓民主党の順で接合・断絶を繰り返しながら今日の民主党に至る典型的な野党勢。

二つ目は、李承晩を擁立し第 1 共和国の大部分の期間を執権した自由党。

三つ目は、5・16 軍事クーデター以後 10・26（注 5）事態まで常に執権党の地位を固守してきた民主共和党。

四つ目は、第 5・第 6 共和国の主導勢力であった民主正義党と第 6 共和国中盤以後から現在につながる民主自由党（新韓国党・ハンナラ党）など与党勢力の流れである。

上述の 4 大政党は、それぞれ韓国政治の展開過程を区分する執権党でもあった。つまり、自由党は第 1 共和国、民主党は第 2 共和国、民主共和党は第 3・第 4 共和国、民主正義党は第 5・第 6 共和国というふうに区分できる。

（注 5）1979 年 10 月 26 日、当時の大統領である朴正熙が中央情報部長の金載圭により殺害された事件。

2 政党の変遷

第 1 共和国以来、韓国の政党政治は二大政党構造であり、各共和国ごとに様態を異にしてきた。

第 1 共和国では 4 回の総選挙が行われており、第 1・2 代総選挙は無所属の進出が目立った。第 3・4 代総選挙は自由党の長期政権の歪みと野党弾圧のために公正な競争が働かなかった。

第 2 共和国では第 5 代総選挙が実施された。民主党が圧倒的な支持を得て執権党になった反面（議席の 75% を占める）、自由党は事実上完敗し、第 1 野党というには忍びなかった。しかし、民主党の新・旧 派閥の対立で第 2 共和国の政党政治は体制が弱く、新しく新民党が創党された。民主党と新民党の対立で政局が混迷した中、61 年 5・16 軍事クーデターにより政党が解散となり国会も門を閉ざした。5・16 クーデターにより政権を掌握した軍

部勢力は 63 年 2 月 26 日に民主共和党を創党して政党による軍部体制を施行した。

第 3 共和国の与党である民主共和党は、第 6 代総選挙で勝利を収めたが、第 7 代総選挙では 3 選改憲（注 6）波紋でその支持度が落ち、第 8 代総選挙ではより一層支持度が下落した。

第 4 共和国、すなわち維新体制のもとでは大統領が議員総数の 1/3 に達する全国区議員を指名できるようになり、彼らは所属政党を超越したので政党政治の発展を遮る逆機能の要因となった。

10・26 で維新体制が崩れ、新軍部により政党と国会が解散となり、韓国の政党政治は再び足踏み状態となった。

第 5 共和国で実施された第 11 代総選挙は、軍部勢力が創党した民主正義党が与党となり、多数の野党政治家たちの政治活動が禁止された中で親与党的である民主韓国党が第 1 野党に浮上した。しかし、第 12 代総選挙では新韓民主党が第 1 野党になることにより民主韓国党は群小政党に転落した。

第 6 共和国で実施された第 13 代総選挙では民主化により野党勢力が急成長した。それまでの二大政党体制は多党体制に変わったが、1991 年にまた巨大与党である民主自由党と統合野党である民主党の二大政党体制が再確立された。

1992 年に文民政府（注 7）がスタートした後、与党である民主自由党から自由民主連合（以下、「自民連」という。）が分離され、また、1997 年の大統領選挙を控え野党である民主党から新政治国民会議（以下、「国民会議」という。）が分離され、二大政党構造は崩れることになった。

1997 年の大統領選挙で野党である国民会議と自民連が連合して、与党であるハンナラ党に勝利することにより韓国は歴史上初めて 2 与党と 1 野党の体制になった。

2000 年、政権党である国民会議は一部の新進勢力を引き込むという名分で新千年民主党（民主党）に党の名称を変更し新しく創党した。

2002 年 12 月の大統領選挙で与党である民主党が勝利、政権確保に成功したが、選挙以後の党の主導権争いで親盧武鉉勢力である新主流が反盧武鉉勢力である旧主流と対立し、分党して 2003 年 11 月にウリ党を創党した。

（注 6） 1969 年、民主共和党が当時の朴正熙大統領の 3 選を可能にする目的で推進した第 6 次改憲。この改憲案の主要内容は ①大統領の 3 選許容、②大統領に対する弾劾訴追決議要件強化、③国会議員の国務総理及び閣僚兼職許容などであった。この改憲案を通過させるために政府与党は様々な方法を動員、新民党議員 3 人を変節させ、122 人の改憲支持署名を集めた。

（注 7） 1992 年、第 14 代大統領に当選した金泳三政権

＜表3＞歴代選挙の一覧表（執権与党と第1野党との得票率）

	総投票率	執権党の得票率	第1野党の投票率	少数党の得票率	選挙日
第1代国会議員選挙	95.5	24.6	12.7	62.7	1948. 5.10
第2代国会議員選挙	91.9	9.7	9.8	80.5	1950. 5.30
第3代国会議員選挙	91.1	56.1	7.4	36.5	1954. 5.20
第4代国会議員選挙	90.7	42.1	34.2	23.7	1958. 5.2
第5代国会議員選挙	84.3	41.7	6.0	52.3	1960. 7.29
第6代国会議員選挙	72.1	33.5	20.1	46.4	1963. 11.26
第7代国会議員選挙	76.1	50.6	32.7	16.7	1967. 6.8
第8代国会議員選挙	73.2	48.8	44.4	6.8	1971. 5.25
第9代国会議員選挙	73.0	38.7	32.5	28.8	1973. 2.27
第10代国会議員選挙	77.1	31.7	32.8	35.5	1978. 12.12
第11代国会議員選挙	78.4	35.6	21.6	42.8	1981. 3.25
第12代国会議員選挙	84.6	35.2	29.3	35.5	1985. 2.12
第13代国会議員選挙	75.8	34.0	19.3	46.7	1988. 4.26
第14代国会議員選挙	71.9	38.5	29.2	32.3	1992. 3.24
第15代国会議員選挙	63.9	34.5	25.3	40.2	1996. 4.11
第16代国会議員選挙	57.2	35.9	39.0	25.1	2000. 4.13
第17代国会議員選挙	60.6	41.9	37.9	20.2	2004. 4.15

（注）少数党は野党のうち第1野党を除いた政党と無所属の合計である。

3 主な政党

（1）ヨルリン・ウリ党（ウリ党）

現在の政権与党である。2003年9月に民主党から離党し、11月11日の創党大会を経て生まれた政党である。離党当時の議席数が49に過ぎなかった新生政党が今回の総選挙によりわずか5ヶ月後に院内過半数を超える議席を占めたことは1988年の小選挙区制導入以降、初めてのことである。大統領弾劾の影響と民主党との離党という政治的な冒険をおかしながらも、古い政治と地域主義を清算しようとするイメージが、若い有権者を引きつけることに成功したものと見ることができる。

選挙前 49 議席	選挙後 152 議席（地方区 129 + 比例 23）	増減 +103 議席
-----------	-----------------------------	------------

（2）ハンナラ党

現在の野党第1党である。慶尚道が支持基盤であり、これまで歴代4人の大統領を輩出してきている。1990年の「3党合同」でできた自由民主党が、金泳三政権下で新韓国党に、1997年の大統領選直前にはハンナラ党へと改党した。今回の総選挙でハンナラ党は第1党から第2党に転落した。不法な選挙資金授受による腐敗と保守政党というイメージが強く、

大統領弾劾訴追案可決に対する世論の逆風という悪条件を克服するには力不足であった。

選挙前 137 議席	選挙後 121 議席 (地方区 100 + 比例 21)	増減 -16 議席
------------	------------------------------	-----------

(3) 新千年民主党 (民主党)

金大中前大統領の故郷・全羅道が強固な地盤であり、1992 年の大統領選に敗北し、政界引退を宣言した金大中氏が 1995 年に復帰し、結成した国民会議が前身である。2000 年 1 月 20 日、当時与党であった国民会議を拡大改編し、創党した政党である。15、16 代大統領選で勝利したが、ウリ党が離党したことで野党となった。今回の総選挙で民主党は党内の葛藤と内紛、特にハンナラ党と共助し、盧武鉉大統領弾劾案を可決させたことが影響し惨敗となった。

選挙前 61 議席	選挙後 9 議席 (地方区 5 + 比例 4)	増減 -52 議席
-----------	-------------------------	-----------

(4) 自由民主連合 (自民連)

民主自由党内の民主系を中心とした核心部が、共和系の金鍾泌代表の第 1 線退陣を要求する運動を 1994 年末から本格化させたため、金鍾泌氏は 1995 年 2 月共和系の同調勢力を率いて脱党し、同年 3 月 30 日に自民連を創党した。金鍾泌の故郷・忠清道が地盤であり、保守本流を自認する。今回の選挙で自民連は、地盤の忠清道がウリ党の首都機能移転公約などで切り崩され、4 議席だけを獲得。比例代表でも議席獲得最低ラインの 3% に届かず、比例第 1 順位だった金鍾泌総裁も落選、「三金政治」の終わりを印象づけた。

選挙前 10 議席	選挙後 4 議席 (地方区 4 + 比例 0)	増減 -6 議席
-----------	-------------------------	----------

(5) 民主労働党

資本主義社会の桎梏を克服し、民族統一国家を建設するという旗幟を掲げて 2000 年 1 月 30 日スタートした。民主・平等・解放を最高の価値として追求し、労働者・農民・永世商工人・都市貧民のための政党であり、女性・障害者・青年・学生及び良心的知識人の政党を標榜する。2004 年 4 月現在の党代表権永吉氏は、2002 年 12 月 19 日に行われた第 16 代大統領選挙において 3.9% の支持率で民主党の盧武鉉、ハンナラ党の李会昌候補に続き 3 位を占めた。今回の選挙で民主労働党が善戦した原因は、初めて 1 人 2 票制が導入され、政党投票の全国得票率に従って比例代表議席が配分されたからである。

選挙前 0 議席	選挙後 10 議席 (地方区 2 + 比例 8)	増減 +10 議席
----------	--------------------------	-----------

第 4 節 国会の大統領弾劾

1 憲法にみる国会の大統領弾劾

韓国憲法は大統領が職務遂行に際し、憲法や法律に違反した場合、国会が弾劾訴追を可決することができる」と規定している。弾劾訴追には国会在籍議員の過半数の発議が必要であり、可決には同議員の 2/3 以上の賛成を得なければならない。弾劾訴追が可決されれば、憲法裁判所による弾劾審判が終わるまで権限行使が停止される。弾劾の決定は 9 人の裁判官のうち 6 人以上の賛成が必要である。弾劾が決定した場合、罷免される。

(憲法)

第 65 条

①大統領・国務総理・閣僚・行政各部の長・憲法裁判所裁判官・法官・中央選挙管理委員会委員・監査院長・監査委員、その他の法律が定めた公務員がその職務執行において憲法や法律に背反した時には国会は弾劾の追訴を議決できる。

②第 1 項の弾劾訴追は国会在籍議員 1/3 以上の発議がなければならず、その議決は国会在籍議員過半数の賛成がなければならない。ただし、大統領に対する弾劾訴追は国会在籍議員過半数の発議と国会在籍議員 2/3 以上の賛成がなければならない。

③弾劾訴追の議決を受けた者は、弾劾審判がある時までその権限行使が停止される。

④弾劾決定は公職から罷免することにより終結する。しかし、これによって民事上や刑事上の責任が免除されるということではない。

第 68 条

①大統領の任期が満了するときには任期満了 70 日ないし 40 日前に後任者を選挙する。

②大統領が欠位される時、または大統領当選者が死亡したり、判決その他の事由でその資格を喪失した時には 60 日以内に後任者を選挙する。

第 71 条

大統領が欠位または事故で職務を遂行することができないときには、国務総理、法律が定める閣僚の順序でその権限を代行する。

第 111 条

①憲法裁判所は次の事項を管掌する。

1. 法院の請求による法律の違憲可否審判
2. 弾劾の審判
3. 政党の解散審判
4. 国家機関相互間、国家機関と地方自治体間及び地方自治体相互間の権限争議に関する審判
5. 法律が定める憲法訴願に関する審判(以下省略)

第 113 条

①憲法裁判所で法律の違憲決定、弾劾の決定、政党解散の決定または憲法訴願に関する容認決定をするときには裁判官 6 人以上の賛成がなければならない。

2 弾劾の手順と要件

憲法裁判所によれば韓国の憲法上弾劾の訴追機関は代議機関である国会である。したがって国会が行う弾劾訴追の議決は弾劾対象者に対する道義的責任追及の意味も共に持つようになる。

大統領に対する弾劾訴追発議だけは国会在籍議員の過半数の発議がなければならず(憲法第 65 条第 2 項)、大統領に対する弾劾訴追議決は在籍議員 2/3 以上の賛成がなければならない(憲法第 65 条 第 2 項)。

憲法裁判所は裁判官 6 人以上の賛成で弾劾の決定をすることができる(憲法第 113 条第 1

項)。

それでは、韓国憲法の場合、弾劾の事由はどのように規定されており、またこれに対する有識者の解釈はどうであろうか。

現行憲法(第 65 条第 1 項) は、弾劾の事由に関して「職務執行において憲法や法律に背反したとき」とだけ規定している。

ここで、職務というのは法制上所管職務の固有業務及び通念上これと関連する業務を指す。職務執行というのは所管職務による意思決定・執行・統制行為を包括し、抽象的な法律上の職務に基づいて具体的かつ外部的に表出及び現実化する作用を言う。したがって、純粋な職務行為それ自体のみを意味するのではなく、職務行為の外形を備えた行為までも含む。

また、憲法や法律に背反したときの意味は次のとおりである。

ここでいう、憲法や法律は形式的意味の憲法と形式的意味の法律だけを指し示すのではない。通説によれば、ここでは成文憲法だけでなく憲法慣習法も含まれ、国会制定法だけでなく法律と同等な効力を持つ国際条約・一般的に承認された国際法規、そして緊急命令・緊急財政経済命令なども含まれる。憲法や法律に背反したときに限定されるために憲法や法律の解釈を誤らせた行為、違法とまでは見なされない不当な政策決定行為、政治的無能力により引き起こされる行為などは弾劾の事由にならない。

しかし、職務執行における違憲や違法行為が必ずしも故意や過失によって発生した場合だけが弾劾事由に含まれるのではない。条文は単純に「背反したとき」だけとしているためである。また、多数説によると時効の無知による場合も含まれる。

3 国会の大統領弾劾案可決

韓国国会は 2004 年 3 月 12 日午前 11 時過ぎ、与野党議員が小競り合いを繰り返す中、盧武鉉大統領に対する弾劾訴追案を、在籍議員の 2/3 (181 票) を超える賛成により可決した。大統領弾劾は韓国の国政史上初めてのことであった。これにより、採決後 180 日以内に憲法裁判所の審判が行われ、裁判官 9 人のうち 6 人の賛成で大統領は罷免されることとなった。韓国では 4 月 15 日に総選挙が予定されていたが、現職大統領の弾劾により国政全体が混乱するのは必至と見られ、毎日全国で弾劾反対と賛成の集会が選挙日まで相次いだ。

弾劾案成立により、盧大統領の職務権限は 20 日の夕方以降停止され、高建 (コゴン) 首相が憲法裁判所の審判が下されるまで職務を代行することになった。

盧大統領は同日、夕方までの予定で慶尚南道鎮海の工場を視察しており、採決前には広報官を通じて、国民に対し「弾劾をめぐる (与野党) 対立で、国民に不安を与えたことに責任を感じる」として謝罪した。採決後、青瓦台 (大統領官邸) では高首相が緊急外交・安保関係閣僚会議を招集し、対応を協議した。

12 日の同国会は 11 日に引き続き与党・ウリ党側が議長席周辺を占拠するなどして採決を阻止した。午前 11 時すぎ、朴寛用 (パク・グアンヨン) 議長が野党議員に守られる形で本会議場に入り、「警護 (議事進行) 権」の発動を宣言。衛視らが与党議員を排除し、朴

議長が議長席に座り、本会議が開かれた。

ウリ党議員が抗議する中、投票は無記名投票で行われた。投票総数は 195 票で賛成 193 票、反対 2 票だった。

今回、野党側が弾劾の対象としたのは、2月24日以降の大統領の総選挙に関するウリ党支持発言であった。中央選挙管理委員会が大統領に対し「中立性の遵守」を求めたことを野党側が問題視して3月9日、159人の署名を添えて弾劾訴追案を提出していた。

4 弾劾案可決の可否両論

3月12日に国会が決議した盧武鉉大統領に対する弾劾訴追を巡り、様々な法律解釈が入り乱れた。

憲法第65条1項は「大統領がその職務執行において憲法や法律に違反したときには、国会は弾劾の訴追を決議できる」と規定している。従って国会が大統領を弾劾訴追するためには弾劾訴追の対象行為が「大統領の職務執行との関連性」及び「憲法や法律への違反」でなければならない。

しかし、国会は「選挙法違反、側近の不正、経済破綻」を大統領を弾劾訴追した理由に挙げた。

弾劾訴追が可能だと見る側は、その根拠として韓国憲法は大統領の弾劾事由を外国の一部憲法と違って具体的に類型化しておらず、「憲法と法律に違反した場合」と包括的に規定している点を挙げた。選挙法違反関連でも盧大統領に対する弾劾が可能だということである。

韓国憲法は法律違反の軽重やタイプの如何に関わらず、職務と関連違法行為が認められれば弾劾できると見る立場である。

とりわけ、中央選挙管理委員会が事前選挙違反罪に該当すると言わなくても憲法裁判所は最高憲法判断機関としてこれを再び審査することができ、選挙法違反をより幅広く認定することもできると主張したのである。

側近不正の場合、それ自体は職務と関連した憲法や法律に違反した行為だと見ることは難しいが、これは憲法裁判所の審判過程で審判すべき対象だという主張もあった。換言すると、訴追委員長を務める国会法制司法委員長が憲法裁判所に出席、被訴追者の大統領を相手に審問することができ、この過程で容疑が立証されることもあるということである。

経済破綻の場合は多少曖昧だという指摘が多い。大統領の具体的経済失政を具体的政策を挙げて証明しなければならないためである。しかし、これについても側近不正と同じように、憲法裁判所の審判過程で争うべき部分だという指摘もあった。

一方、今回の弾劾案が法律的要件を整えていないと主張する側は、「野党が掲げた理由の根拠が不足している」とし、「弾劾のためには重大な憲政秩序に対する違反がなければならない」と主張した。

ソウル大学の韓寅燮（ハン・インソプ）教授は「国民が選んだ大統領を弾劾するだけの行為があったか、疑問である」とし、「憲政秩序破壊に準ずる行為をしていない以上、憲法裁判所の弾劾審判で弾劾が決定されることはないはずである。」との見通しを示した。

大韓弁護士協会の金甲培（キム・ガプペ）法制理事は「野党は総選挙を控え、政治的目

的から自分らの任期が残り少なくなっている状況で訴追権を発動した」と主張した。

しかし、弾劾訴追の前例がないだけに、韓国の憲法学会でも明確な学説が成立していないのが現状であり、結局、憲法裁判所の結論を待つほかなかったのである。

5 弾劾案可決後の世論調査

盧武鉉大統領に対する弾劾訴追案の可決直後に行われた世論調査の結果、弾劾を主導したハンナラ党と民主党の支持率が下落した反面、ウリ党の支持率は急上昇するなど、弾劾案の可決後に政党支持率が大きく変化したことが分かった。

弾劾訴追案が可決された2004年3月12日、韓国ギャラップが独自で行った全国の成人735人を対象にした電話調査の結果、ウリ党32.4%、ハンナラ党16.3%、民主党8.3%、民主労働党6.1%となった（最大許容標本誤差95%、信頼水準±3.6%）。

弾劾案が発議された3月9日に行われた朝鮮日報と韓国ギャラップの共同調査の結果（ウリ党が26.7%、ハンナラ党18.3%、民主党9.3%など）に比べ、ウリ党が5.7%上昇、ハンナラ党と民主党はそれぞれ1～2%下落した。

韓国日報とメディアリサーチの政党支持率調査でもウリ党38.2%、ハンナラ党16.2%、民主党7.1%の順となった。東亜日報とコリアリサーチの調査ではウリ党34.6%、ハンナラ党15.6%、民主党7.7%となった。

また、連合ニュースとワールドリサーチの調査ではウリ党33.4%、ハンナラ党12.1%、民主党5.2%となり、文化日報とTNソフレスの調査ではウリ党の支持率が2週間前の29%から47%へと急増した。

世論調査機関の調査結果をまとめてみると、弾劾訴追案の可決前までハンナラ党と10%弱の差でトップに立っていたウリ党が、弾劾案の可決後に15～20%余りの差をつけ、両党の差がさらに拡大したことになる。

各調査の結果、大邱（テグ）広域市と慶尚（キョンサン）北道を除いた全地域でウリ党がトップとなり、特にハンナラ党に遅れを取っていた釜山（プサン）広域市と慶尚南道でも優位に立った。また、民主党と接戦を繰り広げた光州（クァンジュ）広域市や湖南（ホナム）地域でもウリ党の優勢が鮮明になった。

年齢別にみると、30代～40代でウリ党支持率の急騰が目立った。韓国ギャラップの調査では、50代以上でもハンナラ党（22.4%）とウリ党（19.7%）の支持率がほぼ同じ水準となった。

弾劾を主導した野党は損をし、実質与党のウリ党が得をするという形で現れた“弾劾後の影響”に対し、世論調査専門家らは「すでに予見されていたこと」といった見方が強かった。

6 歴代大統領・首相の任期中断事例

1948年の大韓民国政府樹立後、大統領に対する弾劾が成立したのは今回がはじめてだが、大統領や内閣制下の総理など、国家・行政首班の権限が任期中に中断されたのは、韓国憲政史上4度目の経験となる。

1960年の4・19革命で李承晩（イ・スンマン）大統領が下野したのが最初である。同

年行われた3・15不正選挙に起因して4・19革命が起きると李大統領は4月27日、国会に辞表を提出し辞任した。以後、許政（ホ・ジョン）暫定政府が発足し、内閣制への改憲を断行後、第5代総選挙を行った。

その結果、民主党が勝利し、張勉（チャン・ミョン）首相、尹潽善（ユン・ボソン）大統領の第2共和国が発足した。

しかし、尹潽善大統領と張勉首相は執権1年目の1961年、朴正熙（パク・チョンヒ）少将が主導した5・16軍事クーデターにより、強制的に退陣させられた。以後、軍部は「軍事革命委員会」と「国家再建最高会議」を設立して軍政統治を開始し、1962年には大統領制への改憲を断行した。

以後、新憲法で行われた1963年の大統領選挙で、新たに結成された共和党の朴正熙候補が当選、第3共和国が発足した。

朴大統領は1972年に「維新憲法」への改憲などを通じ18年間政権に就いたが、1979年に金載圭（キム・ジェギョ）当時中央情報部長により殺害され、3度目の国家行政首班が任期途中で中断されることになる。

その後、憲法に従い崔圭夏（チェ・ギョハ）首相が大統領権限代行に就任し、崔権限代行は同年12月、統一主体国民会議での間接選挙で、第10代大統領に選出された。

しかし、崔大統領も任期中の翌年8月、自発的辞任の形で政権から退いた。続いて新軍部の全斗煥（チョン・ドゥファン）国家保衛非常対策委員会常任委員長が統一主体国民会議で第11代大統領に選出された。

以後、韓国は盧武鉉大統領に至るまで4度の大統領選挙を通じ平和的に政権交代がなされ、各大統領も憲法に明示された任期を全うした。

この過程で全斗煥・盧泰愚（ノ・テウ）両元大統領は1995年の金泳三（キム・ヨンサム）大統領時代に12・12事態（注8）と5・18事態（注9）及び不正資金事件で拘束される恥辱の経験もした。

（注8）1979年12月12日に起きた全斗煥（当時の合同捜査本部長）率いる新軍部が崔圭夏大統領の裁可なく当時戒厳司令官だった鄭昇和（チョン・スンファ）陸軍参謀総長を不法に強制連行する過程で発生した軍内部の武力衝突

（注9）1980年5月18日に光州で起きた全斗煥・盧泰愚両元大統領率いる新軍部による民主化運動弾圧事件

7 大統領弾劾棄却

憲政史上初の盧武鉉大統領弾劾審判事件を審理してきた憲法裁判所・全員裁判部は2004年5月14日午前10時、宣告公判を開き、「弾劾決定に必要なだけの裁判官の賛成が得られなかった」として棄却決定を下した。

これにより、63日間権限を停止されていた盧武鉉大統領は、憲法裁判所の宣告と同時に職務に復帰した。憲法裁判所は9人の裁判官が提示した多数意見と少数意見がそれぞれ何人だったのかは明らかにしなかった。

裁判部は決定文で「盧武鉉大統領の『ウリ党支持』発言は選挙法に規定されている『公務員の選挙中立義務』に違反しており、再信任を問う国民投票発言などは憲法が規定している大統領の憲法遵守義務に違反した」とした。

しかし、「大統領に対する罷免は、これ以上憲法遵守の観点から容認できないか、国民の信任に背信し、国政を担当する資格を失う場合に限られるべき」とし、「盧武鉉大統領の法違反行為は、罷免決定をしなければならない程に重大な理由に該当しない」と棄却理由について述べた。

裁判部は国会が議決した弾劾理由のうち、側近の不正については「大統領の任期中に発生した不正ではなく、大統領の直接的な関連が明らかにならなかったため、弾劾理由に該当しない」とした。また、経済破綻など国政混乱についても「『憲法や法律に違背した際』に該当せず、弾劾訴追の理由にならない。」とした。

憲法裁判所はこのほか、国会が可決した残りの弾劾理由についても「理由がない」として棄却し、一方国会の弾劾訴追案の可決過程や手続きなどに明白な過失があることから、却下すべきだとする盧武鉉大統領の代理人側の主張も受け入れなかった。

なお、憲法裁判所は問題になった少数意見の提示と関連し、「憲法裁判所法上、弾劾審判事件において、裁判官個人の個別意見及びその意見の数などを決定文に表示することはできない」とした上で、「ただし、少数意見も表示できるという裁判官の意見もあった」とだけ言及した。